

重要事項説明書

グループホーム

温養院

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(広島県指定 第 3470502026 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所への利用は、原則として要介護認定の結果「要支援２・要介護１～５」と認定され、医師の診断において「認知症」の診断を受けた方が対象となります。

１．事業者の概要

- (１) 法人名 社会福祉法人 呉同済義会
- (２) 法人所在地 広島県呉市中央五丁目１２番２１号
- (３) 電話番号 ０８２３－２１－５３９５
- (４) 代表者氏名 三宅 清嗣
- (５) 設立年月 大正１０年６月１６日

２．ご利用事業所

- (１) 事業の種類 指定介護予防認知症対応型共同生活介護並びに指定認知症対応型共同生活介護
- (２) 事業の目的 指定介護予防認知症対応型共同介護事業所並びに指定認知症対応型共同介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、要支援者並びに要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。
- (３) 事業所の名称 グループホーム 温養院
- (４) 事業所の所在地 広島県呉市焼山中央六丁目６番１３号
- (５) 電話番号 ０８２３－３３－３８５８（FAX ０８２３－３３－３３１４）
- (６) 管理者 施設長 江口 広美
- (７) 事業所の運営方針
運営目標
 - ① 我々は、長年培った福祉の精神にのっとり、利用者の皆様にケアプランに基づくサービスを提供するとともに生活の場としての機能の向上に努める。
 - ② 我々は、地域に開かれた、地域に根ざした、地域に必要とされる施設づくりを目指します。

運営方針

① 我々は、利用者に向かって前向き（利用者本位）の施設運営を目指します。

(8) 開設年月 平成13年3月1日

(9) 利用定員 18人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	部屋数	備考
居室	18室	個室 11.96 m ²
居間及び食堂	2室	(やけやま 56.9 m ² ・ゆめ 71.5 m ²)
台所	2室	
浴室	2室	介助浴可能
便所	やけやま2室・ゆめ3室	1ヶ所は身障者用便所
事務室	2室	

居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により当事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1（兼務）	1名
2. 介護職員	12.6（兼務）	6名
3. 計画作成担当者	2（兼務）	2名
4. 事務員	1（兼務）	0名

* 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師（ふたば病院）	第4 金曜日

2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 6名（夜間は2ユニットで2名）
3. 看護職員（介護老人福祉施設 温養院）	標準的な時間帯における最低配置人員 1名
4. 計画作成担当者	2名
4. 機能訓練指導員（介護老人福祉施設 温養院）	毎週土曜日

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、併設の介護老人福祉施設 温養院に所属する栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・併設の介護老人福祉施設 温養院 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・併設の介護老人福祉施設 温養院の看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

料金表

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 2 7,490 円	要介護 1 7,530 円	要介護 2 7,880 円	要介護 3 8,120 円	要介護 4 8,280 円	要介護 5 8,450 円
2. その他加算	医療連携体制加算Ⅰ（ハ） 370 円 サービス提供体制強化加算Ⅰ 220 円 介護職員処遇改善加算Ⅰ 基本サービス費 18.6%					
3. うち、介護保険給付割合	基本 9 割 一部 8 割・7 割の方もございます（所得で異なる）					
4. 利用に係る自己負担額	基本 1 割 一部 2 割・3 割の方もございます（所得で異なる）					

*その他加算について

・医療連携体制加算Ⅰ（ハ）は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続し認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算です。

・サービス提供体制強化加算Ⅰは、介護福祉士が50%以上配置されていることを要件として届け出た事業所が、利用者に対して介護予防認知症対応型共同生活介護並びに認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

・介護職員処遇改善加算Ⅰは介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

☆ご契約者が、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき300円（1割負担30円・2割負担60円・3割負担90円）を頂きます。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ①家賃 30,000円（1ヶ月）
- ②光熱水費 14,000円（1ヶ月）
- ③食費 1,445円（1日）
- ④特別な食事（酒類を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

- ⑤理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 実費

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり ・カット 実費 ・パーマ他 実費

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

1月	新年互礼会	7月	七夕祭り
2月	節分豆まき	8月	追弔法要、地域交流盆踊大会
3月	ひな祭り	9月	敬老の日（家族会）
4月	お花見	10月	秋の遠足
5月	春の遠足 害虫駆除	11月	
6月	害虫駆除	12月	忘年会、クリスマス会、餅つき

音楽療法、訓練、ショッピング、お茶会、誕生日会など

ii) クラブ活動

手工芸活動、手作りおやつ、園芸活動

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますので、複写物を必要とする場合には遠慮なくご相談下さい。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- * 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

呉信用金庫焼山支店 普通預金 0 4 7 8 1 6 1 グループホーム 温養院

*振込手数料は利用者側の負担になります。

ウ. 預金口座振替払い

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	国立病院機構呉医療センター
所在地	呉市青山町3番1号
診療科	内科、その他
医療機関の名称	医療法人社団 和恒会 ふたば病院
所在地	呉市広白石4丁目7番22号
診療科	内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	うへはら歯科医院
所在地	呉市焼山中央2-4-8

6. 当事業所をご利用にあたっての留意事項

- ① ご契約者は、居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用するもの。
- ② ご契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、当事業所及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合当事業所は、ご契約者のプライバシー等の保護について充分配慮するものとする。
- ③ ご契約者は、当事業所の設備等について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとする。
- ④ ご契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合は、ご契約者と当事業所との協議により、居室・共有スペース・設備等の利用方法等を決定する。
- ⑤ 面会時間は9:00～21:00までです。又外出、外泊する場合は事前に連絡すること

7. 当事業所をご利用にあたっての禁止事項

- ① 決められた場所以外での喫煙
- ② サービス従事者又は他の利用者に対する迷惑を及ぼすような宗教・政治・営利活動
- ③ その他決められた以外の物の持ち込み

8. 守秘義務について

当事業所、サービス従事者は、サービス提供上知りえたご契約者に関する情報を、正当な理由無く第三者に漏らさない義務を負う。又これは契約が終了した後も継続し、職を辞した後も同様とする。但し、他の関係機関等にご契約者の情報を提供する際には、あらかじめ文書によりご契約者の同意を得ておくものとする。

9. 自己評価及び第三者評価

当事業所は、事業所のサービスの向上、実態分析、運営規程遵守等の目的から、毎年1回自己評価、2ヶ月に1回運営推進会議を実施し、又第三者評価を受けるものとし、その結果を事業運営に帰するものとする。

10. 損害賠償責任について

当事業所は、契約に基づくサービス提供上、自己の責に帰する事由により、ご契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。そのため、相応の賠償責任保険に加入しています。

11. 当事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合及び医師により認知症診断が取り消された場合。（但しその場合は、家族・担当居宅介護支援事業所等と協議し、ご契約者の安定した生活維持に向けて支援策提供に努める。）
- ② 当事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ③ 当事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者が死亡した場合
- ⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 当事業所から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前（※最大7日）までに当事業所の方までご連絡ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当事業所を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合

- ③ 当事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 当事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 当事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1年以上（※最低6か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して90日を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が、自立と認定された場合。

→ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当事業所に利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当事業所を退所する場合には、ご契約者の希望により、当事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

12. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、利用契約が終了した後、当事業所に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

13. 緊急時の対応について

(1) 当事業所利用中、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合（夜間も除く）

急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して、介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいはかかりつけの医師の指示を仰ぎ、対応を行います。その結果、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、家族の緊急連絡先に連絡を行います。

(2) 夜間、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合

急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して、介護職員にて対応が困難な場合あるいは医療行為が必要な場合は、看護職員に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて看護職員にて対応を行います。その際、温養院の医療設備等で対応が不可能な場合は、温養院送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、要態が重篤な場合は、即座に家族の緊急連絡先に連絡を行います。要態が重篤でないと判断した場合は、翌朝以降に連絡を行います。

14. 身体拘束について

当事業所は、身体拘束廃止委員会を設置しています。原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、利用者または他の利用者の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対し説明し同意を得た上で行うことがあります。

15. 苦情処理の受付について

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付します。

苦情受付窓口（担当者）

主任介護員 平田 美穂

受付時間 月曜日～土曜日

8：30～17：10

TEL 0823-33-3858

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名 グループホーム温養院

申請するサービス種類 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

・担当者 主任介護員 平田 美穂

・連絡先 呉市焼山中央六丁目6番13号

電話（0823）33-3858

・受付時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

※受付時間外も24時間常時連絡が可能です。

※担当者不在の場合は他の職員が対応することとし、苦情等の内容については速やかに担当者に伝えます。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情相談窓口

＜事業所の主任及び提供の担当者＞



（事情聴取）

利用者への回答（結果伝達と理解確認）

事業所の提供管理者

＜事業所において解決出来るもの＞



（結果伝達）

（改善等の申し入れ）

苦情処理委員会

＜事業所において解決できない苦情＞



（結果伝達）

（第三者機関）

（解決の凱旋）

広島県福祉サービス運営適正委員会等

＜苦情処理委員会において解決できない苦情＞



利用者への回答

苦情解決総責任者

常務執行役 工田 隆

苦情処理解決責任者 江口 広美

苦情処理委員会（第三者委員）

呉市社会福祉協議会

常務理事兼事務局長

河野 隆司

0823-25-7006

【関係行政機関の窓口】 苦情があった事業所に対する対応方針等処理概要に記入

・呉市介護保険課 0823-25-2626

・広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783

・広島県福祉サービス運営適正委員会 082-254-3419

3 その他参考事項

※苦情又は重要事項は、台帳に記録の上保存し、再発防止に役立てる。

※サービスの提供に係る利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。

令和 年 月 日

指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム 温養院

説明者職名 施 設 長 江口 広美 印

説明者職名 主任介護員 平田 美穂 印

(契約者)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

住所

氏 名 _____ 印 _____

(署名代行者)

私は、契約者の意思を確認した上、契約者に代わり上記署名を代行しました。

住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 契約者の ()

(身元引受人)

私は、この重要事項説明書内容につき説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 契約者の ()

利用契約書

グループホーム

温養院

- (介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスの手順1－課題の把握)

- [4] 事業所は、利用者と家族の希望をたしかめるとともに、適切な方法により、利用者の能力や環境などを評価し、利用者が自立した日常生活をおくる上での課題を把握します。

(介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスの手順2－介護予防認知症対応型共同生活介護計画並びに認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- [5] 事業所は、利用者と家族の希望、利用者についての課題の把握にもとづいて、次のことを定めた介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画並びに認知症対応型共同生活介護サービス計画をつくります。そして、利用者に説明して、その同意をえます。

- (1) 具体的な介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスの目標と達成期間
- (2) 具体的な介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスの内容
- (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスを提供する上で注意すべき事項など

(介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスの手順3－介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスの提供)

- [6] 事業所は、利用者の同意をえた介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画並びに認知症対応型共同生活介護サービス計画にもとづいて、次のように、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

- (1) 利用者の意思と人格を尊重して、常に利用者の立場に立って介護予防認知症対応型共同生活介護並びに認知症サービス対応型共同生活介護サービスを提供します。
- (2) 漫然としたサービスや画一的なサービスにならないように配慮して、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- (3) 利用者や家族に対して、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスについて、わかりやすく説明します。
- (4) 適切な介護技術で、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

(介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスの手順4－介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画並びに認知症対応型共同生活介護サービス計画の変更)

- [7] 事業所は、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画並びに認知症対応型共同生活介護サービス計画の実施状況を把握し、おおむね3ヶ月ごとに見直しする事とし、利用者の同意をえた上で、計画を変更します。

利用者は、いつでも介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画並びに認知症対応型共同生活介護サービス計画の変更を求めることができます。

(身体的拘束の禁止)

- [8] 事業所は、利用者に対して身体的拘束のどの行動の制限をおこないません。但し、利用者または他の利用者の生命、身体を守るための緊急やむえない場合を除き、必要な書面を用意し家族に同意を求めます。

(要介護認定の更新の申請の援助)

- [9] 事業所は、利用者に対して、要介護認定の更新の申請について、必要な援助をします。要介護認定の更新の申請については、要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行なえるように、必要な援助をします。

(入院・外泊)

- [10] 利用者が入院、外泊した場合、事業所は利用者と家族の希望などを確かめながら、必要に応じ入退院、外泊の手続きや家族との連絡調整などについて援助します。入院、外泊している時も契約が続いている場合は料金を支払います。
- 但し、事業所は[13]にもとづき、この契約を解除することがあります。

(利用料と実費)

- [11] 利用者は、事業所に対して利用料金表にしたがって、利用料を支払います。具体的な内容は重要事項説明書に例示してあります。

(利用者による解除)

- [12] 利用者は、いつでもこの契約を解除することができます。
- 但し、利用者はできるだけ契約を終了させる7日前に事業所に解除の意思をつたえます。具体的な内容は重要事項説明書に例示してあります。

(入院による解除)

- [13] 事業所は、利用者がつづけて3ヶ月を超えて入院することが明らかな場合、または、実際につづけて3ヶ月を超えて入院した場合には、この契約を解除することができます。但し、事業所は契約を終了させる日の7日前までに利用者に解除の意思をつたえます。具体的な内容は重要事項説明書に例示してあります。

(契約の終了)

- [14] この契約は、利用者または事業所による解除の場合のほか、次の場合に終了します。
- (1) 利用者が、要介護認定において自立または要支援1と判定された場合及び医師により認知症診断が取り消された場合
 - (2) 利用者が死亡した場合
- 具体的な内容は重要事項説明書に例示してあります。

(退所の際の援助)

- [15] 事業所は、利用者の退所に際しては利用者と家族の意思を確かめながら、居宅介護支援事業者などの密接に連携して、その円滑な退所のために必要な援助をします。

(守秘義務)

- [16] 事業所は、利用者とその家族の秘密を守ります。この契約が終わった後も同じです。但し、第三者に利用者の情報を用いるときは文書により利用者の同意を得ます。

(損害賠償)

- [17] 事業所は、その不注意で利用者に損害を与えたときは、利用者に対して、その損害を賠償します。事業所は、損害金の支払いにそなえて損害保険に加入します。

(記録)

- [18] 事業所は、利用者のために、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生活介護サービスに関する利用者の記録をととのえ、この契約が終わった後も2年間保管します。事業所は、利用者の求めがあったときは、その記録を見せまたはコピーをわたします。

(自己評価及び第三者評価)

- [19] 事業所はサービスの向上、実態分析、運営規程遵守等の目的から、毎年1回自己評価を実施し、又第三者評価を受けるものとし、その結果を公開します。

(相談・苦情の受付)

- [20] 事業所は、介護についての利用者の相談や苦情を受けつけるため専用の窓口を設けます。そして、利用者の希望や苦情に迅速に対応します。処理手順については重要事項説明書の別紙1に例示しています。

(法令を守る)

[21] 以上のほか、事業所は介護保険についての法令を守って、利用者に対し
介護予防認知症対応型共同生活介護サービス並びに認知症対応型共同生
活介護サービスを提供します。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(保証人)

住所

氏名

(事業所)

呉市焼山中央六丁目6番13号

グループホーム 温養院

施設長 江口 広美

印

